広島県告示第百二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年二月二十六日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

後原Ａ地区

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
大竹市	栗谷町	後原	平側内	七六番二	標柱一号
廿日市市	大野		嵐谷	二一二六番一	標柱二号
				二一三四番	標柱三号
				二一三七番一	標柱四号
				二一三八番一	標柱五号及び六号
大竹市	栗谷町	後原	越原	甲二一五番	標柱七号
				二一二番一	標柱八号
				二〇六番	標柱九号
			中曽根	甲一六一番	標柱一〇号
				一四八番	標柱一一号